

さいたま市告示第527号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 浦和駅前市街地改造ビル

所在地 さいたま市浦和区高砂一丁目12番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称：浦和商業開発株式会社

代表者氏名：代表取締役 鈴木 恒一

住 所：さいたま市浦和区高砂1丁目12番1号

外53名

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
コルソ・伊勢丹パーキング	167台
浦和パーキングセンター	322台
浦和中央パーキングセンター	71台
寿屋駐車場	121台
NPC 浦和駅前パーキング	66台
高砂パークスペース	22台
テストパーキング	14台
合計	783台

(変更後)

位置	収容台数
コルソ・伊勢丹パーキング	167台
浦和パーキングセンター	369台
浦和中央パーキングセンター	90台
寿屋駐車場	121台
高砂パークスペース	22台
テストパーキング	14台
合計	783台

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

位置	出入口の数
コルソ・伊勢丹パーキング	2箇所
浦和パーキングセンター	4箇所
浦和中央パーキングセンター	1箇所
寿屋駐車場	1箇所
NPC 浦和駅前パーキング	1箇所
高砂パークスペース	1箇所
テスタパーキング	1箇所
合計	出入口5箇所入口3箇所出口3箇所合計11箇所

(変更後)

位置	出入口の数
コルソ・伊勢丹パーキング	2箇所
浦和パーキングセンター	4箇所
浦和中央パーキングセンター	1箇所
寿屋駐車場	1箇所
高砂パークスペース	1箇所
テスタパーキング	1箇所
合計	出入口4箇所入口3箇所出口3箇所合計10箇所

(4) 変更する年月日

令和4年4月1日

(5) 変更する理由

駐車場運用方法の変更のため

2 届出年月日

令和4年3月17日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和4年3月31日から令和4年8月1日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべ

き事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和4年3月31日から令和4年8月1日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966